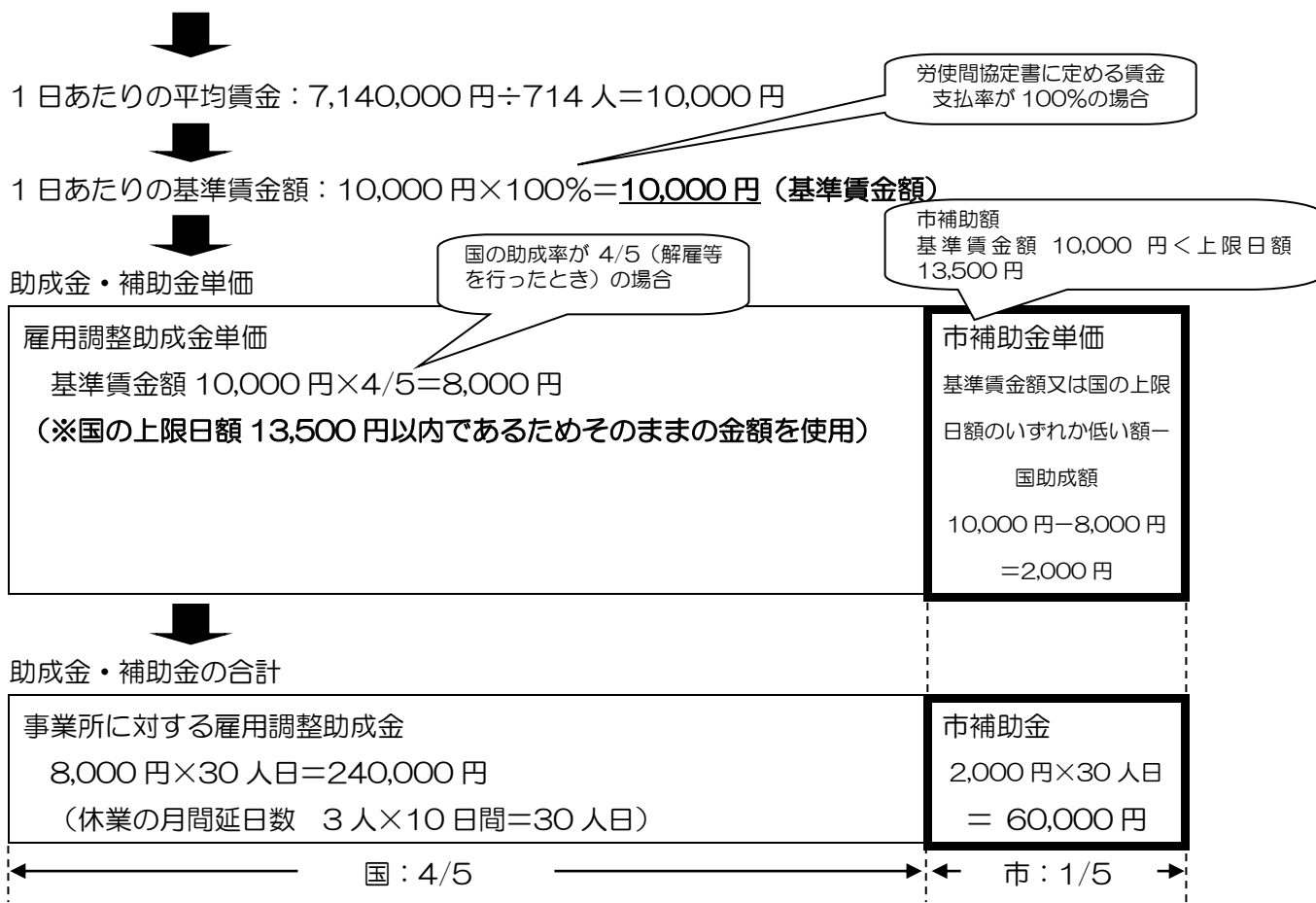


【国助成金】（雇用調整助成金）と【市補助金】（高山市雇用調整支援事業補助金）の 支払イメージ（その1）

○基準賃金額及び国の助成額単価が国の上限日額 13,500 円以内の場合

【例1】従業員 3 人、月間休業日数 10 日間（延べ休業日数 30 日間）の場合

- ・前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額：7,140,000 円
 - ・前年度 1 年間の 1 か月平均雇用保険被保険者数：3 人
 - ・年間所定労働日数：238 日
- ∴延べ年間所定労働日数：3 人×238 日=714 人日 とすると



事業所に対する助成額・補助額

国助成額 240,000 円 + 市補助額 60,000 円 = 300,000 円 ……①

基準賃金額に基づく事業所の負担額

1 人 1 日当たりの基準賃金額 10,000 円 × 30 人日 = 300,000 円 ……②

助成額・補助金額①と事業所負担額②の差額

② - ① = 0 ⇒ **事業所の実質負担なし**

【国助成金】（雇用調整助成金）と【市補助金】（高山市雇用調整支援事業補助金）の 支払イメージ（その2）

○基準賃金額は国の上限日額を超えるが、国の助成額単価は国の上限日額 13,500 円以内の場合

【例2】従業員 3 人、月間休業日数 15 日間（延べ休業日数 45 日間）の場合

- ・前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額：9,996,000 円
 - ・前年度 1 年間の 1 か月平均雇用保険被保険者数：3 人
 - ・年間所定労働日数：238 日
- ∴延べ年間所定労働日数：3 人×238 日=714 人日 とすると

1 人 1 日当たりの平均賃金：9,996,000 円÷714 人日=14,000 円

労使間協定書に定める賃金
支払率が 100%の場合

1 人 1 日当たりの基準賃金額：14,000 円×100%=14,000 円（基準賃金額）

助成金・補助金単価

国の助成率が 9/10（原則的な措
置）の場合

雇用調整助成金単価

基準賃金額 14,000 円×9/10=12,600 円

（※国の上限日額 13,500 円以内であるためそのままの金
額を使用）

市補助金単価

基準賃金額又は国の上限日額の
いずれか低い額－国助成額
13,500 円－12,600 円=900 円

基準賃金額 14,000 円>上限日額 13,500 円

助成金・補助金の合計

事業所に対する雇用調整助成金

12,600 円×45 人日=567,000 円

（休業の月間延日数 3 人×15 日間=45 人日）

市補助金

900 円×45 人日

=40,500 円

事業所に対する助成額・補助額

国助成額 567,000 円＋市補助額 40,500 円=607,500 円・・・①

基準賃金額に基づく事業所の負担額

1 人 1 日当たりの基準賃金額 14,000 円×45 人日=630,000 円・・・②

助成額・補助金額①と事業所負担額②の差額（事業者実質負担額）

②－①=22,500 円

【国助成金】（雇用調整助成金）と【市補助金】（高山市雇用調整支援事業補助金）の 支払イメージ（その3）

○基準賃金額及び国の助成額単価が国の上限日額 13,500 円を超える場合

【例2】従業員 3 人、月間休業日数 15 日間（延べ休業日数 45 日間）の場合

- ・前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額：12,852,000 円
 - ・前年度 1 年間の 1 か月平均雇用保険被保険者数：3 人
 - ・年間所定労働日数：238 日
- ∴延べ年間所定労働日数：3 人×238 日=714 人日 とすると

1 人 1 日当たりの平均賃金：12,852,000 円÷714 人日=18,000 円

労使間協定書に定める賃金
支払率が 90% の場合

1 人 1 日当たりの基準賃金額：18,000 円×90%=**16,200 円（基準賃金額）**

助成金・補助金単価

国の助成率が 9/10（原則的な措
置）の場合

雇用調整助成金単価

基準賃金額 16,200 円×9/10=14,580 円⇒13,500 円
（※国の上限日額 13,500 円を超えるときは 13,500 円）

市補助金単価

基準賃金額又は国の上限日額の
いずれか低い額－国助成額
13,500 円－13,500 円=0 円

基準賃金額 16,200 円> 上限日額 13,500 円

助成金・補助金の合計

事業所に対する雇用調整助成金

13,500 円×45 人日=607,500 円
（休業の月間延日数 3 人×15 日間=45 人日）

市補助金

0 円×45 人日 = 0 円

事業所に対する助成額・補助額

国助成額 607,500 円＋市補助額 0 円=607,500 円・・・①

基準賃金額に基づく事業所の負担額

1 人 1 日当たりの基準賃金額 16,200 円×45 人日=729,000 円・・・②

助成額・補助金額①と事業所負担額②の差額（事業者実質負担額）

②－①=121,500 円